

「邪馬台国の所在地について」

平松 全一（ひらまつ ぜんいち）

自己紹介 学生時代から歴史が好きだったので、退職後、古事記や日本書紀等を読む内に卑弥呼にも関心を持つようになった。

内 容

邪馬台国は八女附近と考えるが、諸説には距離と日数と水行の考え方に問題があると考えるもの。そこで距離の誤りを地図で明示し、日数の誤りをユニーク視点で指摘し、日程や不彌国、投馬国、邪馬台国の隣接を無理なく説明した。

要点としては、

- ① 漢書の1万2千里と魏志倭人伝の1万2千里を別図1で比較すれば、魏志倭人伝の方がはるかに短く、漢書の距離が正しければ、魏志倭人伝の距離は大幅な水増しになっており、1/5程度に短縮する必要がある。（従って、12,000里が違うのであるから、不彌国—邪馬台国も1300里にはならない。）
- ② そうすると、日数もそんなにかかるはずはなく、日数を水増ししたか、日数に何等かの誤解が生じてそうなったと考えざるを得ない。陳寿が正史の史官の矜持として何倍も勝手に水増ししていないとすれば、日数を尋ねられた時点で、誤解が生じたと思われ、それは「旬」と「日」を同意と考えて答えた結果ではないかとするもの。即ち、水行10日は水行1日、陸行1月は陸行3日である。
そうなった原因は暦の普及度が不十分であったことによるものと思われる。
- ③ 水行は「川行」を含み、北部九州では川の利用が始まっていた。そのため、当時の日本で水行と言え、主に「川行」を意味していたのではないか。
- ④ 不彌国は戸数と南にあるのは川であることから考えて、「宇美—大宰府」地域にあったと思われ、そこから宝満川と筑後川を3日かけて下り、その後3日歩いて八女附近の邪馬台国に到着した。

邪馬台国の所在地について

1 不彌国から邪馬台国までの日程

魏志倭人伝によれば、不彌国から南の投馬国に行くには水行20日、投馬国から南の邪馬台国（女王の都する所）に行くには水行10日と陸行1月を要すると記されており、明記はされていないが（隋書倭国伝には明記されている）、倭国の民は距離を里数で表すことを知らないので日数で表しており、ここにはその日数を記すという体裁が取られている。

こうしたことから判断すると、里数の測定が正確であるかどうかは別にして、里数が書かれているということは、里数を測れる者がそこまで行ったということであり、帯方郡の使者である梯儁等がそこまで行ったのか、あるいはそれ以前又は以後に他の者が行ったのかは別にして、不彌国までは行ったが、投馬国、邪馬台国には行っていないということになる。

従って、不彌国から邪馬台国までの距離（日数）は、帯方郡の使者として倭国に来た者が伊都国の滞在施設に滞在している期間中に、接遇関係者等から聞いたのか、帯方郡が邪馬台国からの朝貢を魏に報告する際に、難升米等から聞いたものか、魏の朝廷での謁見の際に聞かれたものなのか、のいずれかと思われる。

また、投馬国から邪馬台国までの距離については、「水行10日」と「陸行1月」の間に「又は」を表す文字がないから、「水行10日」＋「陸行1月」と考えるべきであろうと思われる。

2 「陸行」と「水行」について

次に、「陸行」と「水行」についてであるが、「陸行」については町村を歩こうと、山野を歩こうと、すべて「陸行」であるが、「水行」の場合は、主として「海行」と解され、「川行」はほとんど考慮されていない。これは、陳寿が遡航や下航に触れておらず、「水行」を「海行」と考えていたと思われること、実際に30日も水行できるような川は日本にはないこと、川の交通利用が始まっていたか疑問があること等の理由によるものと思われ、「川行」が「水行」に含まれるとしても、「川行」の可能性は非常に低いということで考慮外になっているように思われる。

従って、除外する意ではないと思われることから、ここでは「水行」は「川行」を含むものとして話を進めたい。

3 不彌国の位置と領域

不彌国は、朝鮮半島南岸の狗邪韓国から渡海して対馬国、一支国を経、九州北部の末盧国に上陸した後、概ね東に向かって進み、伊都国、奴国を経た東側にある国であるが、末盧国は唐津市附近、伊都国は前原市附近、奴国は福岡市博多区附近でほぼ正しいとするなら、不彌国は現在の宇美町を含む糟屋郡を中心にした地域と思われるが、末盧国以下、それぞれの国の領域がどの方向にどう広がっていたのかは全く不明であり、戸数により国の大小がわずかに推定できるだけである。

そこで、不彌国の位置と領域をある程度判断しようとする、まずその戸数に注目することになるが、戸数は千余戸で大きな国とは思えないから、現在の宇美町附近が国の中心だとすると、博多湾（湾岸は現在よりいくらか後退していた）方面まで広がっていたとは思えないし、国の中心が博多湾方面にあったとすれば、現在の宇美町附近より更に内陸に入っていたとは思われず、どちらかであったものと思われる。

では、いずれかということになるが、これを特定するため、「南、投馬国に至る水行 20 日」という記述に注目すると、「南にある投馬国に行くには、不彌国から水行で 20 日かかる」ということであり、一般的には「投馬国に行くには、不彌国から南に水行して 20 日かかる」という意味に解されている。そうだとすれば、不彌国の南には海がないから川を利用することになるが、丁度、大宰府附近が分水嶺になっており、大宰府附近から北側に向かう川は博多湾方向に流れ、南側に向かう川は筑後川方面に流れている（つまり、どちら側も下航である）。

従って、不彌国から南に水行するためには、大宰府（筑紫野市の一部含む）附近が不彌国の領域に入っていないと不彌国からの出発にならないから、不彌国は、現在の宇美町から大宰府附近を含む領域であったものと推定される。

しかし、この部分の記述をよく見ると、「南にある投馬国に行くには水行で 20 日かかる」となっているだけで、どの方向に水行するかは記されていないので、東に進んだ後、南に南下して行く方法もあれば、西に進んだ後、南下して行く方法もあることになり、この場合の「水行」は「海行」となるから、不彌国は博多湾方面を中心とした領域の国となる。

なお、この場合、川を利用するとすれば、川の交通利用が始まっていたのかという疑問が生じるが、中国では秦代から河川や運河の利用が始まっているから、帯方郡や諸韓国にも相当程度の事は伝わっていたはずであり、倭人がそれらの国に雑居していたり、それらの国と市糴していたとすれば、それらの国で行われている河川の利用方法や船の製作を学んで、それを北部九州地域の国々に伝えた可能性はあり、北部九州地域で河川の利用が始まっていたとしてもおかしくはないし、「甕依姫伝説」にあるように、陸路が山道で難渋していたのであれば、川の利用というのは一段と検討に値したと思われることから、始まっていたものと解したい。

4 魏志倭人伝における日数と経路の表し方

この当時、倭国において、遠い地方まで何日も泊りがけで旅をする者は、通商（市糴）に従事する者や北部九州諸国の官吏等に限られていたため、定まった航路や整備された道は少なく、宿泊施設のようなものも少なかったと思われることから、旅人は、食糧調達の都合や天候状況の変化等により足止めを受ける場合があり、水行 20 日とか陸行 1 月と言っても、目的地までの予定日数はある程度変動したものである。

また、魏志倭人伝は、帯方郡から邪馬台国までの経路と距離（里数や日数で）を示しているが、不彌国の南に投馬国があり、その南に邪馬台国があることになっており、その経路上には別の国がない。これは、とりあえず主経路と距離がわかれ

ばいいので、朝鮮半島西・南岸部分の航行と同じように、関係ない部分は省略したとも考えられるが、もし、これら三国は連なっているのであれば、日数の方に問題があるのではないかと考えることも可能である。

5 邪馬台国の決定

(1) 日数から距離が出せるか

不彌国から邪馬台国までの距離が日数表示となったため、1日当たりどれだけ進むかを出さないと距離が出ないことになるが、陸行、水行では1時間当たりどれ位進むのか、1日何時間位行動するのか、この日数は休止したり、天候や食糧調達で足止めされた日数を含んでいるのかいないのか、含んでいるとすれば何日程度含むのかといったことが、いずれも不明であり、日数から距離を予測することは困難である。

そこで、漢代の軍や郵遞の里数、隋・唐代の里数等を参考に魏代の里数を推定し、1日の進行距離を求めるようなこともされているが、当時の中国と日本の交通事情の違い、天候の違い、生活習慣（休日の有無、1日の歩行時間数等）の違い等があり、そのままの利用には疑問の余地がある。（参考程度が適当）

(2) 帯方郡から邪馬台国までは12,000余里なのか

上述のように、日数から距離を出すのは難しいので、帯方郡から邪馬台国までの距離が12,000余里で不彌国までが10,700余里であるから、不彌国から邪馬台国までは1,300余里であるということに注目し、その部分だけを利用して場所を特定しようとする試みも行われているが、その中の多くは、そもそも帯方郡から邪馬台国までの距離が12,000余里で正しいのかという問題を忘れているように思われる。

松本清張氏が「邪馬台国」で『漢書西域伝の罽賓国（カシミール地方）と烏弋山離国（ガンダーラ地方）は漢の都（長安）から共に12,200里の距離となっているが、実際の距離には相当の違いがある』と述べておられるが、仮に両国までの距離が長安からほぼ同じと考えて、「長安から両国までの距離」と「帯方郡から邪馬台国までの距離」を比較すると、距離は「帯方郡から邪馬台国まで」の方がはるかに短いことは、容易にわかることである。（別図1参照）

つまり、誤差はあるにしても各都市間の距離を足し算して出した西域の方の距離が正しいとするなら、「帯方郡から邪馬台国までの距離」は全体に大幅な誤差（ないし水増し）があるということであり、全体の距離が12,000余里もないのだから1,300余里も実際は1,300余里もないことは明らかである。

では、実際に「長安から罽賓国と烏弋山離国までの距離」が12,000里（200里の端数は省略）あるのかどうかを見てみると、漢代の一里は432mであるから、便宜上これを400mとして計算することにし、長安—カブール、カブール—カンダハル（烏弋山離国）を地図上の直線で計測すると約4,000kmとなる。しかし、道は直線ではないし、途中には砂漠や山脈や河川もあるのであるから、実際の距離は4,800km程度（約2割増）になると思われ、一里400mで12,000里となる

のである。従って、それなりの誤差を含むとしても、こちらの方がほぼ正しい12,000里と言って差し支えないということである。

なお、これには魏の短里説という考え方があるようであるが、もし、魏が短い尺に変更したのであれば、ある2点間の距離が漢書と魏志で大きく異なることになり、地理誌としての一貫性を欠くことになるから、陳寿はそれを説明したと思われるが、そうした記述はない。また、短くした尺で東端支配域12,000里を極めても尺が短いのでは漢書西域伝の西端支配域12,000里には対抗できないのであるから、そんなことはしないと考えるべきであろう。また、更に言えば、後漢書は魏志より後に書かれたが、楽浪郡から拘邪韓国までの距離と邪馬台国までの距離はそれぞれ7,000余里と12,000里となっており、帯方郡と楽浪郡の違いはあるが距離は魏志倭人伝と同一になっている。後漢は漢なのだから、魏の尺が短縮されているなら、当然、漢の尺に戻すべきであるのに、そうしたことも行われていない。

従って、これは里が短くなったのではなく、全体の距離に大幅な誤差（ないし水増し）があると考えた方が妥当ではないかということである。

(3) 比例配分による邪馬台国の決定

それでは、上述(2)の理由から、「帯方郡から邪馬台国までの距離」を12,000里として利用できないとすると、どうすればいいのかということになるが、まず考えられるのは、実際の距離を測ってそれを12,000等分し、各土地間の距離を各土地間の里数で比例配分するという方法であり、かなりの人が下表と同じ様な表を使って説明が行われている。これによれば、不彌国から邪馬台国までの距離の配分は、 $1,300/12,000 \approx 0.11$ で全長の距離の約10%の長さとなる。(大体の位置を判断するためなので、途中の里数の誤差は考慮しないものとする。)

地域間	実際の距離	魏志の里数	比例配分
帯方郡（仁川）から狗邪韓国まで	700km	7,000里	0.58
狗邪韓国から対馬国（厳原）まで	110km	1,000里	0.08
対馬国から壱岐国（勝本）まで	60km	1,000里	0.08
壱岐国から末盧国（唐津）まで	60km	1,000里	0.08
末盧国から伊都国まで	40km	500里	0.04
伊都国から奴国まで	20km	100里	0.01
奴国から不彌国まで	10km	100里	0.01
不彌国から邪馬台国まで		1,300里	0.11
計		12,000里	

(※ 余里は外した。また、比例配分は小数点三位以下四捨五入)

ここで、邪馬台国によく比定される八女附近、宮崎附近、大和（奈良）附近の3ヶ所について、帯方郡からの実際の距離を求めるため、まず帯方郡から不彌国までの距離を求めると、上表から約1,000kmであり、不彌国から八女附近までが

約 80km (直線ではないため。後述 7(2)参照)、不彌国から宮崎附近までが約 420km、不彌国から大和 (奈良) 附近までが約 640km であるから、

- i 帯方郡から八女附近までの総距離は約 1,080km その 10%は約 108km
 - ii 帯方郡から宮崎附近までの総距離は約 1,420km その 10%は約 142km
 - iii 帯方郡から奈良附近までの総距離は約 1,640km その 10%は約 164km
- となる。

ここで、比例配分で出した距離と実際の距離を比較すると、邪馬台国が八女附近の場合は 10%の値が約 108km と実際の距離の約 80km に近いが、宮崎附近は 10%の値が約 142km に対して実距離が約 420km、奈良附近は 10%の値が約 164km に対して実距離が約 640km とかけ離れた数値になっており、宮崎附近と大和 (奈良) 附近の実距離は全長の約 10%とはならない。

従って、この 3 ケ所で比較すると邪馬台国は八女附近ということになるが、途中の距離にかなりの誤差があるので、これだけで確定とすることはできず、同時に通行路と所要日数を合理的に説明することが必要となる。

(4) 陳寿が考えていた 1 日当たりの陸行、水行の距離の推定

次に、不彌国から邪馬台国までにかかる日数 60 日 (水行 30 日+陸行 1 月) についてであるが、陳寿は西域諸国までの 12,000 里を念頭に置いて 1,300 里を考えていたと思われるので、彼の考えていた 1,300 里は、 $1,300 \text{ 里} \times 400\text{m} = 520\text{km}$ であり、これを 60 日で進むのであるから、1 日当たりに進む距離は約 9 km となるが、これで妥当であったのであろうと思われる。勿論、毎日 9 km 歩くか、水行していたということではなく、休息、天候による足止め、食糧調達等で移動しない日を含めてこれ位ということで、実際の 1 日の陸行距離、水行距離はこれよりもう少し長かったものと思われる。

そこで 60 日の 3/4 程度を移動する日として、陸行 1 日 10km、水行 1 日 15km で各 30 日進むとすると、1 日平均 12.5km で 60 日進むことになり、この内 42 日を稼働日とすれば、ほぼ 1 日当たり約 9 km 進むことになる。

ただ、これは単なる仮定であるので、移動日数を 2/3 程度にすれば、陸行、水行の距離を長くすることは可能である。しかし、その場合は、移動しない日がかかり多くなるので、3/4 程度を移動するとして一例を示したものである。

なお、ここで、1 日の陸行=10km、水行=15km と仮定した根拠を示すと、陸行については、後漢書卷 86 南蛮伝 (永和 2 年 (137 年) の大將軍從事中郎李固の発言中) に、漢代の軍の行軍距離が 1 日=30 里という記述がある。後漢書は陳寿の死後に作成されたものであるから、陳寿はこれを見てはいないが、陳寿は晋の史官であり、漢書西域伝を始め、様々な書物や資料を見られる立場にあったのだから、漢代の軍の 1 日の行軍距離や一般の人が旅で 1 日にどれ位の距離を歩いていたのかというようなことは当然知っていたものと思われる。

従って、軍の 1 日の行軍距離が $400\text{m} \times 30 \text{ 里} = 12\text{km}$ であれば、一般人については、兵器・兵糧の所持や荷駄部隊がないので、陳寿も、もう少し長い距離の歩行が可能だと考えていたと思われるが、倭国の道路事情 (草木茂盛行不見人) 等

も考慮して、この程度と考えたのではないかと推定した。(参考 唐六典では陸行 50 里/1 日 その 6 割)

水行の内、海行については、漢代にも唐六典にも 1 日の移動距離に関する記録がなく、川行については、漢代の記録はなく、唐六典に下表の数値が示されて

河 名	1 日の遡航距離 (重荷の場合)	1 日の下航距離 (荷の軽重を問わず)
黄河	30 里	150 里
揚子江	40 里	100 里
その他の河	45 里	70 里

いるが、日本の川は黄河や揚子江のような大河ではないから、その他の河が該当することになるが、時代（魏と唐）の違いによる船の相違、河川の整備状況の違い等を考慮して、下航で唐六典の 6 割、40 里（16km）程度と推定した。

従って、以後、陸行 1 日=10~12km、水行 1 日=15~16km としたい。

(5) 距離が大幅な誤差になっている理由の推定

上記(3)で示したように、邪馬台国が八女附近とした場合の距離の誤差は、 $1,080\text{km} \div 4,800\text{km} \div 1/5$ となり、約 5 倍近い誤差となっている。

では、なぜこうした誤差が生じたのかと考えると、

- ① 陳寿が東方も 12,000 里を極めたとしたかったため、報告書（作成者は不明）にはほぼ正確に記載されていた里数及び日数を約 5 倍に水増しした。
- ② 陳寿は、報告書の日数の部分を逆算してみると 1,300 里程度の里数になり、全体の里数が 12,000 里に近い里数（ちょうど 12,000 里であったとは考えにくいので）であったので、多少操作して全体を 12,000 里とした。

というような理由が考えられる。

そこで、①、②のいずれが正しいか決めるため、この当時の帯方郡がどの程度倭国のことを知っていたかを考えてみると、朝鮮半島南部の諸韓国に倭人が雑居していること、対馬や壱岐の人々が帯方郡や諸韓国と市糶していること、倭国が過去に漢や公孫氏に朝貢していたこと、伊都国に外国から来た使者等の滞在施設があること等は知っていたと思われることから、倭国までの経路、北部九州沿岸諸国については多少の知識は持っていたものと思われる。

こうした中、意図的に距離を何倍も変えることは正史を書く史官としての矜持が許さなかったと思われるほか、東方の知識を有する者から虚偽の指摘を受けると根拠を示せないことになり、①はしなかったであろうと思われる。

次に②であるが、誤差が大きいとはいえ、記録に残っているものに多少手を加えた程度であるので、変更理由の説明もしやすいし、根拠の報告書も示せることになる。従って②のような事情ではなかったのかと想像する。（この場合、日数の方を操作したのではないかとの疑問も出るが、後述 6 のように「旬」と「日」を誤解したのであれば、1 日が 10 日になり 10 単位となる。従って、魏志倭人伝の

日数が10単位であるということは操作されていないということである。)

そうすると、陳寿は報告書を見て日数から1,300里を逆算したのであるから、報告書には「不彌国から投馬国まで水行20日」、「投馬国から邪馬台国まで水行10日と陸行1月」と記載されていたことになり、倭国の誰かがそう答えたことになるが、もし、邪馬台国が八女附近であれば、倭国の人がかような日数を答えるはずはないということになる。

6 不彌国から邪馬台国までの日程について

(1) 「旬」と「日」

では、倭国の人がかような答えたと思えないのに、陳寿の見た報告書にどうして「不彌国から投馬国まで水行20日」、「投馬国から邪馬台国まで水行10日と陸行1月」と書かれていたのかということになるが、このからくりは、

旬(10日単位)と日と同じ

と考えたことにあるように思われる。

つまり、不彌国から邪馬台国までの日数を並べてみると、水行20日、水行10日、陸行1月(30日)となっており、きれいな数字が並んでいる。通常、不彌国、投馬国、邪馬台国の三国がかような10日で割り切れるような都合のいい位置に偶然位置していたとは考え難いことから、上記4に記したように、多くの方は、その程度の日数という意味に理解しているものと思われるが、これは倭国に暦が十分浸透しておらず、「旬」を「日」と同じと間違えた単純な誤解の結果であり、実は**水行2日、水行1日、陸行3日**ではないかということである。

なお、これについては、難升米等が大夫と称したり、旧唐書倭国・日本伝に、倭人の言は誇張が多く疑わしいと記されていること等からして、難升米等がはるばると苦勞して魏に朝貢に来たことを強調するため、最初から距離を10倍に水増しして「はったり」をかましたことがないとは言えないが、嘘がばれると信を失って帯方郡の助力が得られず、魏から倭王として認めてもらえないというリスクもあったのであるから、まずは誠実な対応で臨んだと考えるのが妥当であり、かようなことはなかったものと思われる。

(2) 倭国における暦の普及程度

そうすると、暦に関する知識の差により「旬」と「日」の誤解が生じたことになるが、魏志東夷伝には、扶余が殷暦を使用していたと記されており、高句麗や濊も10月に祭を行うなどしていることから、何等かの暦が使用されていたものと思われ、倭国にも暦が入っていた可能性はある。ただ、魏志倭人伝の「其の俗」の部分の魏略の引用に「その俗、正歳、四節を知らず」となっているのであるから、一般民衆への浸透度は低かったと思われ、多く住民は四季の自然変化に伴う自然暦に従って農耕等を営んでいたものと思われる。

従って、当時の倭人は、「年」を四季の変化で、「月」はその満ち欠けで、「日」は太陽の運行で認識することはできたが、どこで1年が始まりで、今が何月であり、今日が何日か、ということには知らなかったと思われるし、「旬」の概念もな

かったのではないかとと思われる。

こうしたことを示す傍証として年齢の問題を考えてみると、魏志倭人伝に倭人が長寿であると書かれていたり、日本書紀の古代天皇が異常に長寿であるということがよく言われているが、当時の日本には年号もなければ月日もなかったのであるから、いつ生まれたのかという生年月日はなかったことになる。

従って、年が経つに連れて年齢は曖昧になり、大人の年齢は正確ではなかったと思われるし、その上、住民が数を百まで正確に数えられたかどうかも疑わしいことから、頭が白髪になり、顔の皺が多くなると老人が80才だ、100才だと言っていた可能性もあり、これが長寿の原因になったのではないかとと思われる（日本書紀については、同書が暦をずらして在位期間を調整したため、天皇が長寿になったということが言われており、そうして面もあったとは思いますが、参考にした天皇家や諸家の口伝の中には、年齢の数え方がいい加減であったため、長寿と伝わっていた者もあったと思われる。）。

つまり、長寿の原因の一つは、暦が広く浸透しておらず、年齢が曖昧であった結果ではないかということである。

(4) どこで「旬」と「日」の間違いが起きたか

では、次に「旬」と「日」が、どこで間違えられたかを推察することになるが、どの報告書に書かれていたのか不明のため、時期の特定はできないが、

- ① 難升米等が帯方郡を訪れて魏への朝貢を希望し、帯方郡がそれを魏に知らせる報告書に記録されていた。
- ② 難升米等が魏の朝廷で謁見を受ける際、距離等を質問され、それが記録に残っていた。
- ③ 梯儁等が任務を終えて提出した報告書に記録されていた。

といった場合が考えられる。

しかし、一般的に考えると、梯儁等に邪馬台国がどこにあるかもわからず、金印や下賜品を持って送らせるということはある得ないと思われ、護衛が付いても少人数を内陸に2ヶ月も入らせるのは危険と考えて、伊都国で一大率に渡すことになったのではないかとと思われる。従って、梯儁等が派遣される前に邪馬台国の位置は不彌国から2ヶ月の所ということは知られていたと考えた方が自然と思われる。また、魏の朝廷では、朝貢品の品目と数、使節の人数と名前、朝貢国の位置等を帯方郡からの報告書により確認し、皇帝に事前説明を行うと思われることから、謁見の場で距離等を尋ねるような可能性は低いと思われる。

従って、②、③はなく、①の報告書に記録されていたのではないかとと思われる。

即ち、帯方郡では難升米等が魏への朝貢のため同郡を訪れたので、魏に朝貢を報告する必要が生じ、それまで把握していた情報で経路と九州北部の国々については記載できたが、不彌国から先は不明であったので難升米等に尋ねた。

この際、帯方郡の官吏は、難升米等が「はるばる来た」と言っていたので、かなり遠くから来たと思い、里数で距離を尋ねたが、里数がわからなかったので、「では、日数で何旬位かかるのか。」と尋ねたが、暦についての知識を十分持っ

ていなかった難升米等と通訳は「旬」の意味がわからなかったが、里数を知らない上に、「旬」も知らないと思われたくなかったので、「旬」は「日」のことであろうと解釈して日数を答えた。しかし、この答えは相当距離があると思っていた帯方郡の官吏が「旬」で解釈してもおかしくない数字であったので、疑問を抱かなかったということではないかと思われる。

なお、この理由付けは単なる憶測に過ぎないから、これが正しいと言うつもりはないが、ここで主張したいのは、陳寿が見た報告書の距離（日数）は、「日」となるべきところが「旬」になっていたか、「旬」を「日」に戻した日数が書かれていたのではないかということである。

7 不彌国から邪馬台国への具体的な経路

(1) 投馬国への水行と投馬国の範囲

以上の経過により、不彌国から投馬国までの日数が「水行2日」、投馬国から邪馬台国までの日数が「水行1日と陸行3日」となったので、博多湾方面から西あるいは東に水行して2日で不彌国の南側の投馬国には行けないから、不彌国は、現在の宇美町から大宰府（筑紫野市の一部含む）附近を含む領域にあったことになり、ここから川を利用して南下することになる。

では、どの川を利用するのかということになるが、これは宝満川になり、同川が筑後川と合流した後は筑後川となる（約50km）。

川を利用しての人や荷物の運搬については、すでに上記3末に記したとおりであり、行程は、不彌国の宝満川河畔から同川及び筑後川を2日下航して投馬国（久留米・三瀨町附近）に到着し、そこから1日筑後川を下航して邪馬台国への入口となる港（川岸）に着き、そこから陸行3日で邪馬台国（八女附近）に至ることになるが、これを更に具体的に検討すると、

まず、出発点となる宝満川の乗船場であるが、どこにあったかは不明である。仮に筑紫野市吉木の上宝満橋附近（山口川と宝満川の合流点）であったとすれば、不彌国領域内からの出発となり、大宰府附近に宿泊施設（三笠川との荷物の積み替えのため）のようなものがあつたのではないかと思われる。

次に、川を下航した時の停泊場所であるが、この当時、宝満川が何処をどう流れていたかが不明なため、決めようもないが、湿地域の下航となるため、休憩も含めて1時間3キロ程度の下航速度であったとすれば、1日15～16km程度の移動となり、1泊目は小郡ないし端間附近（もっと西を流れていれば鳥栖附近）での停泊となり、翌日、宝満川から筑後川に入って同程度下航したとすれば、2泊目は三瀨（みずま）町附近での停泊となったのではないかと思われる。

ただ、川の流れは一定ではないし、蛇行もあつたであろうから、速度は一定にはならないし、停泊は、停泊に適した場所で行つたと思われるから、毎日同距離を進むということではなく、その日の目的泊地まで進んだものと思われる。

従って、投馬国の都が久留米附近であったとすれば、移動距離は短くなるが、2日目の宿泊は久留米附近ということもあり得る。

また、大雨や日照り等で水行ができないような場合は、程度により、足止め

するか、別の陸路を進んだものと思われる。

次に、投馬国であるが、三瀨は水間で、筑後川が作った湿地の中の少し高い場所と思われ、三瀨の「瀨（づま）」が「投馬」に通じることと、上・下妻郡の「妻（づま）」が「投馬」に通じることから、この辺り一帯が投馬国ではなかったかと思われる。また、投馬国は官職にもあるように頭に「み」の字を使うこと好きであり、この辺りに御笠郡、御原郡、御井郡、三瀨郡、三池郡などと頭に「み」が付く地域が多く残っていることからすると、これらの地域を含んでいた時期もあったのではないかと思われる。

ただ、この時期の投馬国の領域がどの範囲であり、その都が何処であったのかは全く不明であるから、戸数等を参考に想像するしかないが、都を久留米市ないし三瀨町附近とし、戸数5万戸（正確かどうかは別にして）とすると、御原郡と御井郡と三瀨郡の大部（筑後川河口附近を除く）を併せた細長い国ではなかったかと想像される。（※ ここで、御原郡、御井郡などと言っているのは、大体の位置がわかるよう、その辺りという漠然とした意味で使用していることにご留意願いたい。（以下同じ。））

なお、上妻郡と下妻郡については、明治29年までの郡名（同年以降は合併して八女郡）であり、八女市附近は上妻郡に属していたが、この当時、投馬国の一部であったのか、邪馬台国の一部であったのかは明白ではない。ただ、邪馬台国の戸数が7万戸で投馬国よりも多いことから、8の(5)で後述するように、卑弥呼の出現によって邪馬台国の抬頭が顕著となり、投馬国の分国、弱体化を利用して上・下妻郡や三瀨郡の筑後川河口部等を奪い、山門郡に併せたのではないかと思われ、この時期の八女市附近は邪馬台国の一部と考えた。

(2) 邪馬台国への道

次に、3日目の下航であるが、三瀨町（又は久留米市）附近から筑後川河口附近の河港（現在の大川市に類似するような地点）まで進むことになる。

しかし、この当時の筑後川河口がどの辺りにあったかは、その当時の有明海の湾入状況や筑後川の流域状況等がどのようであったかを考えないと決まらないので、まず佐賀県史等を参考にして、それを見てみると、

当時の有明海は、貝塚や弥生遺跡の存在状況などから、佐賀市の南方附近から柳川市、瀬高町の西方附近まで湾入していたが、その後の筑後川、矢部川、嘉瀬川（佐嘉川）等の沖積作用と海退により漸次陸地が増大したとされている。また、筑後川は、当時「あばれ川」であり、本流は現在より背振寄り（国道246号線の附近）を流れていたとされているが、堤防がなかったことから支流がいくつかあり、周囲には湿地帯が広がっていたものと思われる。これは、この附近に「牟田」（湿地帯）という地名が多いことから明らかであり、干拓は大化の改新以降、継続して行われたとされている。そのため、この附近は農耕には適しているものの、道路事情はあまり良くなく、荷物等を運搬できるしっかりした陸路は限られていたものと思われる。

こうしたことから考えると、今より背振寄りを流れていた筑後川の河口は、今

の佐賀市の南方附近であったと思われ、ここに上陸したことになる。

この地は、位置を見ればわかるように、肥前方向（小城郡、杵島郡地域）からの物資、宝満川・筑後川流域の物資、有明海経由の物資を集積、配送するのに都合の良い位置にあり、人や物の交流が盛んであったであろうから、邪馬台国がここを押さえ、そこから邪馬台国の都に向けて、しっかりした道を設けていたものと思われる。

ただ、道が直線的であったのか、あるいは、迂回していたのかというようなことは全く不明であり、推定するしかないが、佐賀市南方の上陸地から八女市に直線的に進もうとすると、湿地帯の中に道を造ることになり、工事が大変なことから、砂浜沿いに乾燥している海岸沿いの道（川の流れによって運ばれた砂は、海の波と沿岸流で川の両側に砂浜を広げる。）を柳川、瀬高方向に進み、瀬高から筑後市、八女市と湿地を迂回するように進んだのではないかと思われる。

こうした進み方をすると距離は約 30km 程度となり、1 日当たり 10～12km 進めば日程は 3 日となり、無理なく邪馬台国に到着することができる。

なお、卑弥呼は鬼道を行っていたから、邪馬台国の都（政庁）とは異なった森閑とした地にいた可能性もあり、そこが終着点であれば、やや距離は長くなる。

8 いくつか発生する疑問点への考え方について

(1) 投馬国、邪馬台国は不彌国の南と言えるか。

この場合の南は、不彌国の「真南」という意味ではなく、「南側にある」という程度の意味であろうと思われ、途中の進行経路の方向にかかわらず、南側であれば問題はないと考える。

(2) 不彌国から邪馬台国までの経路上に別の国はなかったのか。

帯方郡から邪馬台国までの主経路は、帯方郡→狗邪韓国→対馬→一支→末盧国→伊都国→奴国→不彌国→投馬国→邪馬台国となり、不彌国は投馬国の一部をなす御原郡と境を接しており、投馬国は邪馬台国と境を接しているから、途中に別の国は入らない。

なお、一大率が邪馬台国以北の諸国を刺史のように監察していたのは、九州北岸諸国と邪馬台国を結ぶ主経路の安全を維持するためであり、主経路上の国のみが対象であったものと思われる。（以北にあるすべての国ではない。）

(3) 投馬国と邪馬台国が接していれば水行 1 日せず陸路だけで行けなかったのか。また、もう 1 日水行して柳川や瀬高附近に上陸できなかったのか。

投馬国と邪馬台国は接していたのであるから、投馬国から邪馬台国に行ける陸路はいくつかあったものと思われる。ただ、両国の国境附近には湿地帯が広がっていて良道が少なかったため、こうした道は、諸韓国の使者や支配下の国々の官

吏のような公的使者が通る道にはなっておらず、公的使者は決まったルートで邪馬台国に入っていたものと思われる。

即ち、歓迎の都合や確認の必要もあることから、決まった港で上陸し、そこから護衛付きで邪馬台国の都に向かったということである。(勿論、商人や住民達が別の道を通って邪馬台国の都に行くということはあったと思われる。)

また、水行の場合も同一の理由で、柳川や瀬高附近には上陸させないことにしていたものと思われる。(漁船や荷役船等は利用可能)

- (4) 魏志倭人伝に記された30国の国名は、帯方郡が邪馬台国の朝貢を魏に報告する際の報告書に書かれていたのか、梯儁等が倭国に来て金印等を手渡した後、魏に出した報告書に書かれていたのか。

言葉については、朝鮮半島南部に倭人が雑居しており、帯方郡や諸韓国と市糶する者もいたのであるから、中国語、朝鮮語、日本語の内、二ヶ国語以上で会話ができ、通訳が可能な者はある程度存在したであろうし、字の読み書きについても、伊都国に置かれ、魏や帯方郡や諸韓国と国交を行う際の文書や賜遺品を捜露していた一大率は、字が読めなければ、文書が送られて来ても、内容がわからないし、賜遺品についても、何が幾ら送られて来たのかわからないので、字の読める者がいたはずであり、また、受けた品物を記録していたのであるから、字の書ける者もいたはずである。更に、邪馬台国では賜遺品に対する「上表文」を作成しているのであるから、そこにも字の書ける者がいたことになる。

従って、三十国の国名表記は、表記しようと思えば倭国内で表記できたものと思われる、梯儁等が金印等を護送して来た際に、倭人の発音を漢字変換して国名を記したものは思えない。むしろ、難升米等が帯方郡に魏への朝貢の助力を求めた際に持参され、帯方郡で確認の上、同郡が魏に出す報告に添付されたのではないかと思われる。陳寿はこの帯方郡からの報告を見て、文明の低い国が漢字を使って勝手に自分の国名を定めていることが受け入れられず、卑字に改めたのではないかと思われる。(但し、この当時の倭人の漢字能力は十分ではなかったであろうから、帯方郡での修正はあったものと思われる。)

- (5) 投馬国と邪馬台国の関係と邪馬台国の統一をどのように考えるか。

まず、邪馬台国が支配する30国の国名を見ると、「奴」の字が付く国名が多く、確認すると奴国、彌奴国、姐奴国、蘇奴国、華奴蘇奴国、鬼奴国、烏奴国、奴国の8国があり、これらの国に敵対する狗奴国を入れると9国になる。

これは、たまたま「な」や「ぬ」で終わる国名が多かったのか、「奴」国が相続争いや分割相続を通じて小国化したのかについて疑問を生じさせるが、すべてがそうだとは言えないまでも後者の可能性もかなりあると思われる。魏志倭人伝に有るように、当時は一夫多妻制で大人は四、五婦、下戸が二、三婦持っていたのであるから、国の支配者はもっと多く持っていたと思われる、兄弟は多く、兄弟

間の親密度は低く、相続争いは激しかったものと思われる。また、こうした状況は、朝鮮半島の国々においても同様で、末尾が同じ国名がかなりある。

つまり、当初、比較的大きかった「奴」国が、こうしたことで小国化、弱体化したのではないかということである。

投馬国についても同様のことが起ったのではないかと思われる。投馬国と邪馬台国の民は、ほぼ同一時期に農耕主体の集団として朝鮮半島から倭国に入り、筑後川、矢部川流域にいた地域の住民（狗奴国か？）を南に追い、宝満川・筑後川流域に定着した者が投馬国を、矢部川流域に定着した者が邪馬台国を造ったものと思われる。両国の官職は魏志倭人伝では異なっているが、日本書紀には北部九州に「ミミ」の着く族長の記録があるし、初期天皇やその近親者にも「ミミ」の付く者があり、両国の官職は類似していたのではないかと思われる。（魏志倭人伝の邪馬台国の官職は天皇の系譜かも知れない？）

また、経済的に見ると、両国とも農業生産が主で生活が比較的安定していたため、養える住民も多く、勢力は強かったが、両国は国境を接していたため領土紛争も多く、当初は国の広い投馬国が優勢であった。しかし、間もなく、投馬国でも、兄弟による相続争いや分割相続が起るようになり、「御」や「三」が頭に着く国等に分国化し弱体化すると、邪馬台国が卑弥呼の鬼道に基づく的確な判断（相続争いへの介入や遠交近攻の策の利用等）に従って巧みにつけこみ、同国を軍事的に圧倒して、上・下妻郡、三潞郡の一部（筑後川河口域）等を奪って邪馬台国に併合し、最強国となったように思われる。

そして邪馬台国が自国（7万戸）の兵と投馬国（5万戸）の支援の兵を利用できるようになると、秦の始皇帝や織田信長と同様、大兵力で小国の各個撃破を始め、対抗できなくなった個々の国々は、その存続を条件に邪馬台国の宗主権を認め、卑弥呼を王に推戴することになったのではないかと思われる。

なお、瀬高と八女の関係については、当初は瀬高が邪馬台国の中心であり、女山に鬼道を行う者（巫女（弥呼））が住んでいたが、邪馬台国の勢力拡大と共に、中心を上妻郡の八女附近に移したのではないかと考えられる。

- (6) 不彌国から邪馬台国の距離の縮小が1/5程度であるなら、日数も1/5程度となるはずだが、6日（水行3日＋陸行3日）では少な過ぎないか。

距離の縮小が1/5程度であるから、日数も1/5程度になり、60日の1/5で12日程度となる。これは108kmを12日に進むことになるから、距離が80kmであれば9日進むことになり、その3/4が移動日なら、移動日は6～7日となり、それ程おかしい日数ではない。（2/3なら6日）

- (7) 戴斯烏越等が邪馬台国連合と狗奴国（連合の可能性もある）の戦況を帯方郡で説明し、支援を求めた際には、邪馬台国の位置は帯方郡にも明らかになったと思われるが、なぜ距離（日数）の修正がなされなかったのか。

邪馬台国連合と狗奴国の戦争が始まると、邪馬台国連合の盟主国である邪馬台国は、戦況が不利であるとして（有利であれば支援はいらない）戴斯烏越等を帯方郡に派遣し、状況を説明させて支援を求め、帯方郡から塞曹掾史張政等の派遣を受け、同人が持参した詔書や黄幢を伊都国で受け取っている。

従って、帯方郡は戴斯烏越等から戦況の説明を受けた際に、邪馬台国と狗奴国がどこにあり、どこで戦っているかを知ったはずであり、邪馬台国が伊都国からそう遠くない九州内部の国であることがわかれば、難升米等が朝貢して来た時に報告した距離（日数）が大きく誤っていたことに気付いたものと思われるが、この時は、助けなければ、朝貢国も伊都国の駐在窓口も失われるということで、助ける方が主になり、距離の誤りはそのままになったものと思われる。

（あるいは張政等の戦況報告を見れば、距離が修正されていたかも知れないが、陳寿は距離が間違っていると思っていなかったもので、気付かなかった。）

なお、張政等は、邪馬台国連合と狗奴国の戦争中から卑弥呼の死、男王を立てた後の内乱、台与の擁立まで伊都国に滞在（247年から258年頃まで）して帰国しているが、邪馬台国が大和にあり、張政等が伊都国（浪速まで行ったという説は見当たらない）にいたとすれば、両者は離れ過ぎており、これらの事態に適宜、的確なアドバイスが可能であったとは思われず、邪馬台国は九州にあったと考える方が妥当と思われる。

以上

